

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

| | 自治会町内会 | | 地区連合町内会 | |
|----------------|---|-------------------|--|-------------------|
| 推薦の対象 | 民生委員・児童委員 | | 主任児童委員 | |
| 推薦人の選任 | ・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。 | | ・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。 | |
| 推薦準備会の開催 | ・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。 | | ・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。 | |
| 推薦準備会の開催時期 | 欠員補充・増員 | 一斉改選 | 欠員補充・増員 | 一斉改選 |
| | 令和 7 年 3 月～4 月 | 令和 7 年 6 月～8 月 | 令和 7 年 3 月～4 月 | 令和 7 年 6 月～8 月 |
| 書類の作成 区への提出 | ・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。 | | | |

＜裏面あり＞

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

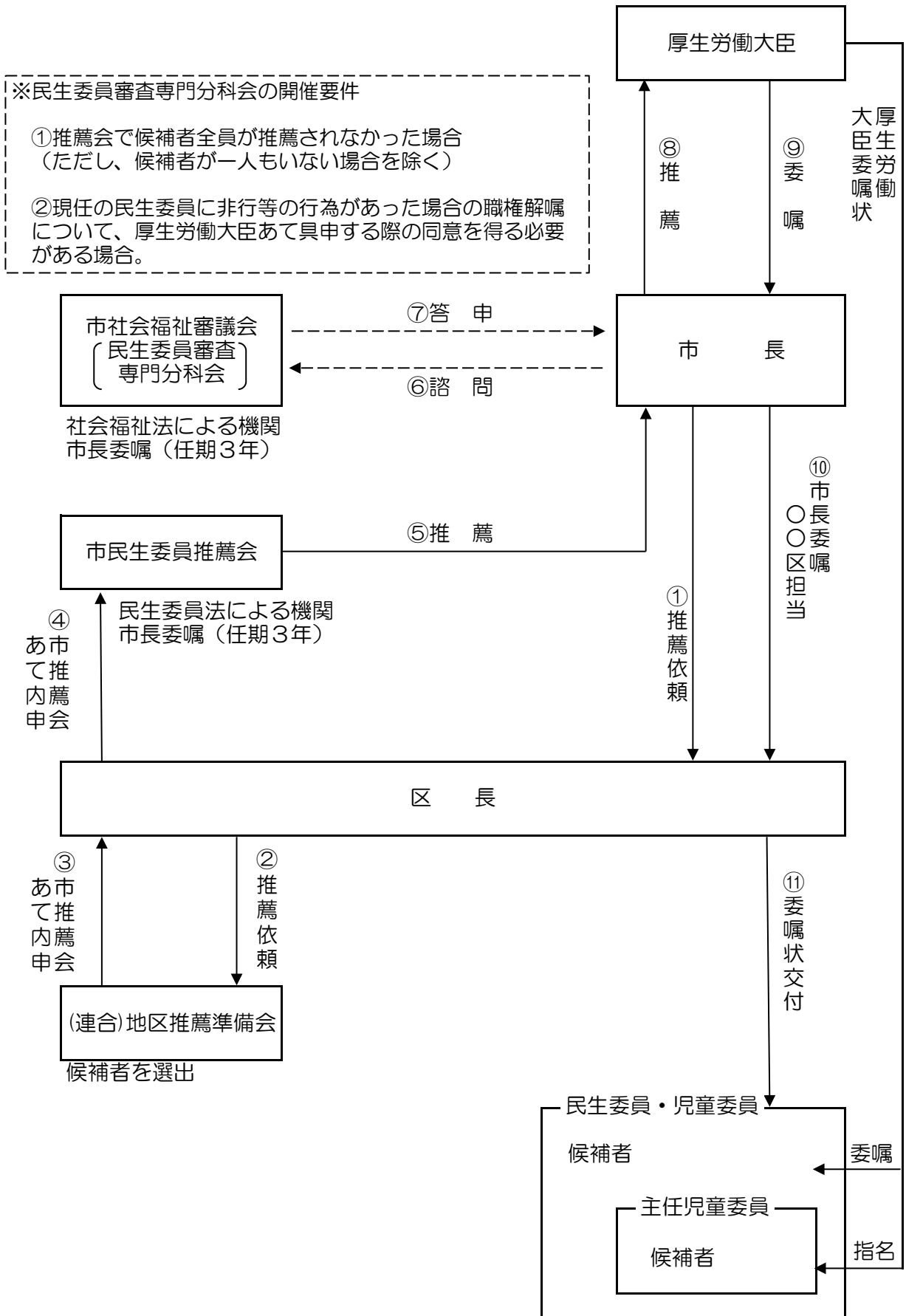
- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

| | | 令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱 | 令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱 |
|------|----|--|--|
| | | ①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで | ①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期…令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで |
| 2 月 | 上旬 | 市連会協力依頼 区連会協力依頼 | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 3 月 | 上旬 | 連合・地区へ推薦依頼 | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 4 月 | 上旬 | 連合・地区推薦準備会開催 | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 5 月 | 上旬 | 区より市推薦会に候補者内申 | 市連会協力依頼 区連会協力依頼 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 6 月 | 上旬 | 市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦 | 連合・地区へ推薦依頼 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 7 月 | 上旬 | 令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱 | 連合・地区推薦準備会開催 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 8 月 | 上旬 | | 区より市推薦会に候補者内申 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 9 月 | 上旬 | | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 10 月 | 上旬 | | 市推薦会、市審査会開催 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 11 月 | 上旬 | | 厚生労働大臣あて推薦 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 12 月 | 上旬 | | 令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱 |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 10,000 円 （令和6年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

| | 民生委員・児童委員 | 主任児童委員 |
|--------------------------------------|--|---|
| 1. 資格要件 | <p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 | |
| ①適任者 | | |
| ②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日 | | |
| ③居住要件 | <p>原則、担当地域内に居住する方</p> | |
| 2. 任期 | <p>3年 令和7年(2025)年11月30日まで</p> | |
| 3. 推薦主体 | 地区推薦準備会 | 連合地区推薦準備会 |
| ①設置の単位 | 主に自治会町内会を単位とします。 | 主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。) |
| ②構成 | 推薦人5～10人 | 推薦人5～10人 |
| ③構成員 (推薦人) | 自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。 | 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。 |
| | <p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p> | |

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々へお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

| 計 | 民生委員・児童委員 | | | | 主任児童委員 | | | | 合計 | | | |
|-------|--------------|-----|-------|-------|------------|-----|-----|-----|--------------|-----|-------|--------------|
| | 定数 | 現員数 | | | 定数 | 現員数 | | | 定数 | 現員数 | | |
| | | 男 | 女 | 計 | | 男 | 女 | 計 | | 男 | 女 | 計 |
| | 4,214 | 886 | 3,037 | 3,923 | 530 | 22 | 459 | 481 | 4,744 | 908 | 3,496 | 4,404 |
| 鶴見区 | 305 | 83 | 218 | 301 | 34 | 7 | 27 | 34 | 339 | 90 | 245 | 335 |
| 神奈川区 | 282 | 48 | 209 | 257 | 36 | 1 | 33 | 34 | 318 | 49 | 242 | 291 |
| 西区 | 124 | 26 | 86 | 112 | 12 | 2 | 10 | 12 | 136 | 28 | 96 | 124 |
| 中区 | 169 | 32 | 125 | 157 | 26 | 2 | 20 | 22 | 195 | 34 | 145 | 179 |
| 南区 | 247 | 64 | 163 | 227 | 33 | 0 | 32 | 32 | 280 | 64 | 195 | 259 |
| 港南区 | 261 | 42 | 201 | 243 | 30 | 1 | 27 | 28 | 291 | 43 | 228 | 271 |
| 保土ヶ谷区 | 253 | 43 | 187 | 230 | 46 | 1 | 43 | 44 | 299 | 44 | 230 | 274 |
| 旭区 | 293 | 47 | 212 | 259 | 40 | 2 | 30 | 32 | 333 | 49 | 242 | 291 |
| 磯子区 | 217 | 42 | 153 | 195 | 20 | 1 | 14 | 15 | 237 | 43 | 167 | 210 |
| 金沢区 | 249 | 36 | 180 | 216 | 32 | 0 | 29 | 29 | 281 | 36 | 209 | 245 |
| 港北区 | 375 | 85 | 269 | 354 | 46 | 1 | 45 | 46 | 421 | 86 | 314 | 400 |
| 緑区 | 204 | 38 | 160 | 198 | 23 | 0 | 21 | 21 | 227 | 38 | 181 | 219 |
| 青葉区 | 298 | 45 | 238 | 283 | 32 | 0 | 30 | 30 | 330 | 45 | 268 | 313 |
| 都筑区 | 168 | 48 | 107 | 155 | 20 | 3 | 15 | 18 | 188 | 51 | 122 | 173 |
| 戸塚区 | 305 | 73 | 220 | 293 | 38 | 0 | 35 | 35 | 343 | 73 | 255 | 328 |
| 栄区 | 149 | 39 | 101 | 140 | 14 | 0 | 14 | 14 | 163 | 39 | 115 | 154 |
| 泉区 | 168 | 55 | 102 | 157 | 24 | 1 | 21 | 22 | 192 | 56 | 123 | 179 |
| 瀬谷区 | 147 | 40 | 106 | 146 | 24 | 0 | 13 | 13 | 171 | 40 | 119 | 159 |

* 定数は令和6年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- | | |
|-----------------|---------------|
| × 身の回りの世話をしてほしい | × 子どもを預かってほしい |
| × 救急車に同乗してほしい | × お金を貸してほしい |
| × 保証人になってほしい | |

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間 10,000 円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当:西区役所福祉保健課運営企画係

連絡先:(電話)045-320-8436、(FAX)045-324-3703

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

| 現行 | 変更後 |
|---|--|
| <p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p> | <p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p> |

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。